

**「盛土規制法に基づく規制区域（案）」に係る
パブリック・コメントの実施結果について**

- 1 意見応募期間
令和6年12月17日（火）から令和7年1月16日（木）
- 2 意見の件数
3件
- 3 意見の内容と県の考え方

（注）

- ・ 表中の番号欄は、件数番号です。（受付順）

番号	項目	意見の内容	県の考え方
1	特定盛土等規制区域の範囲について	特定盛土等規制区域は、「市街地や集落からは離れているものの、地形等の条件から盛土等が行われれば人家等に危害をおよぼしうるエリア等」とされています。 すきまない規制は、この条件を満たした範囲に対するものと思われます。人家や道路等が下流域にない範囲（離島の道路が無い範囲、無人島、岩礁）まで範囲指定されています。 何に対し、どのような危害（災害）を想定されて範囲設定されているのでしょうか。	国の示した基本方針において、「盛土等に伴う災害が発生するリスクのあるエリアは、できる限り広く、規制区域に指定することが重要である」と示されています。 また、国の示した「基礎調査実施要領（規制区域指定編）の解説」において、特定盛土等規制区域については、市街地・集落等だけでなく、「活動を日常的に行う蓋然性の高い施設等の存する土地」や「その他盛土等に伴う災害から人命を守るため保全する必要のあるもの」などが保全対象とされています。 さらに、地盤工学等の専門的な知見を有する外部有識者で構成する「鹿児島県盛土規制法に基づく基礎調査に係る検討委員会」においても、本県の地形的特性や災害の激甚化・頻発化を考慮すると「盛土等に伴い災害が発生する蓋然性のない区域」を設定することは難しいことから、県土全域を原則として規制区域とする考え方に基づき、規制区域（案）の作成を進めることが了承されたところです。 このことから、宅地造成等工事規制区域を除く県内全域を特定盛土等規制区域に指定することとしています。

番号	項目	意見の内容	県の考え方
2	土砂災害防止法の区域や山地災害危険地区、砂防指定地、治山事業区域等との関連について	特定盛土等規制区域を設定するにあたり、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所、山地災害危険地区（崩壊土砂流出危険地区等）などの調査結果や、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域や治山事業区域等は区域指定で参考にされているのでしょうか。	特定盛土等規制区域の指定の対象とする区域は、国の示した「基礎調査実施要領（規制区域指定編）の解説」において、「土砂災害発生の危険性を有する区域」等とされています。 このことから、以下の区域を抽出しています。 ・土砂災害警戒区域（土石流）の上流域 ・土砂災害警戒区域（地すべり・急傾斜） ・土砂災害警戒区域（土石流） ・山地災害危険地区 また、県内において、過去に土砂災害が発生した区域についても抽出し、参考にしています。

番号	項目	意見の内容	県の考え方
3	規制区域の範囲の変更について	盛土等が崩壊した時に、地形条件等から人家等に危害を及ぼすがありますが、地形条件等はどのような条件を想定されているのでしょうか。 盛土崩壊や、それによる土石流が民家に影響を与えるエリアは、地形条件や砂防施設、治山施設等の有無などにより、限定されませんか。 今後、様々な条件を考慮し、明らかに民家等への影響が無い範囲について、特定盛土等規制区域の変更等行われることはあるのでしょうか。 逆に、宅地開発が山間部まで及ぶことで、宅地造成等工事規制区域の変更が行われることはあるのでしょうか。	国の示した「基礎調査実施要領（規制区域指定編）の解説」においては、盛土等の崩落により流出した土砂が、隣接・近接する保全対象（市街地・集落等、道路等）に危害を及ぼしうる土地の区域を、「隣接・近接する土地の区域」として規制区域の対象としています。 県においては、「隣接・近接する土地の区域」の範囲について、同解説を踏まえ、平地（地形勾配 1/10 以下）の場合、保全対象から 50m の範囲、傾斜地（地形勾配 1/10 以上）の場合、保全対象から 250m の範囲としています。 また、国の示した基本方針において、「盛土等に伴う災害が発生するリスクのあるエリアは、できる限り広く、規制区域に指定することが重要である」と示されており、地盤工学等の専門的な知見を有する外部有識者で構成する「鹿児島県盛土規制法に基づく基礎調査に係る検討委員会」においても、本県の地形的特性や災害の激甚化・頻発化を考慮すると「盛土等に伴い災害が発生する蓋然性のない区域」を設定することは難しいことから、県土全域を原則として規制区域とする考え方に基づき、規制区域（案）の作成を進めることが了承されたことから、宅地造成等工事規制区域を除く県内全域を特定盛土等規制区域に指定することとしています。 なお、規制区域の見直しについては、規制区域指定後に土地利用状況の変化等が確認されたときには、規制区域の見直しの必要性を検討することとしています。